

長崎県立西彼農業高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

平成31年に創立70周年を迎える本校は、農業後継者や有為な人材育成に努めており、卒業生は県内外の各界で活躍している。しかし近年、少子化の影響による生徒数減少で、部員数減や加入率低下の問題が生じ、部活動活性化が課題となっている。運動部では、ウエイトリフティング部が毎年全国大会や九州大会に出場し、数多くの優勝者や入賞者を輩出している。また、ここ3年間、陸上部も全国大会や九州大会に出場し、入賞者を輩出するレベルに達している。

【施設等の使用状況】

グラウンド、テニスコート、体育館、武道場、ウエイト練習場がある。グラウンドはサッカー部と陸上部、テニスコートはソフトテニス部、体育館はバレーボール部、武道場は柔道部と卓球部、ウエイト練習場はウエイトリフティング部が、それぞれ使用している。運動部数や生徒数に対して、運動施設は比較的恵まれた状況である。

【強化指定等】

県の強化指定を、ウエイトリフティング部が受けている。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

部活動を奨励し、「部活動や対外試合などに積極的に参加、出場、挑戦させ、生徒の自主性を養い、成功体験により自信と誇りを持たせる」という本校の努力目標の達成に努める。そして、計画的・効果的な部活動をおこない、学習との両立を図っていく。

【休養日及び活動時間】

各種目の特性を考慮し、ガイドラインに則った活動時間や休養日を設定する。休養日は、週当たり1日以上設定する。活動時間は、大会参加等の事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分にとることができるようにする。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

各種目の特性などを考慮し、各部活動ごとに年間及び毎月の活動計画作成と活動実績報告をおこない、本校ホームページに公開していく。そして、生徒や部顧問に過度な負担にならないように、必要に応じて計画などの変更を検討していく。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

顧問は県教育委員会作成の「運動部活動指導の手引」の活用とともに、各関係団体開催研修会の情報なども取り入れた活動・指導をおこなう。そして、有益な情報などは、ポータルサイトを通して共有していく。また、必要に応じて保護者とも連携していく。

【熱中症等の事故防止について】

体育館・武道場・ウエイト練習場に熱中症計を設置して活動環境を把握し、状況に応じて、時間の短縮、時間帯の変更、活動の中止などの対策をおこなう。熱中症の症状が見られた場合には、応急処置や医療機関への搬送など、適切な対応を徹底していく。また、AEDを校舎壁面に設置し、休日などでも救急救命措置が可能な体制を作っている。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

学科改編ともなう学級減により、各部とも部員数減が問題となっている。部数に変動はないが、今後は部活動の統廃合を検討する必要性が考えられる。